

台湾市場向け着地型商品造成及びインフルエンサー招請業務
公募型プロポーザルに係る質問と回答について

	質問	回答
1	<p>台湾現地在住のインフルエンサー（台湾市場で影響力のあるインフルエンサー）を招請し・・・と記載がありますが、台湾現地在住の方の起用は必須条件でしょうか？日本在住の台湾人インフルエンサーを起用することは想定されていないのでしょうか？</p> <p>加えて、もし台湾現地在住の方必須の場合、その理由、背景にあることをご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>「6 業務の内容 (3)インフルエンサー招請業務」に記載したとおり、「<u>台湾現地在住</u>のインフルエンサー」を招請することを必須としております。</p> <p>理由、背景については、「3 背景及び目的 (2)インフルエンサー招請業務」に記載したとおり、「台湾市場（現地）からインフルエンサーを招請し、圏域内での観光を満喫している様子を発信することにより、台湾市場における<u>来道意欲の喚起、機運醸成</u>を図る」ことを、目的としているためです。</p>